

# 福祉避難所設置・運営マニュアル

(H30.9 修正版)

輪 島 市

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1 趣旨 .....	1
2 位置づけ .....	1
3 用語 .....	3

## 第2章 平常時における取り組み

### 第1節 市による取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握 .....	4
2 福祉避難所の指定 .....	4
3 福祉避難所の周知 .....	5
4 物資・器材、移送手段の確保 .....	6
5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備 .....	6
6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施 .....	7
7 マニュアルの配布 .....	7

### 第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定 .....	7
-----------------------------	---

2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施 .....	7
---------------------------	---

### 第3章 災害時における対応

#### 第1節 市の対応

1 福祉避難所の開設 .....	8
2 介助員の確保 .....	8
3 介護職員ボランティアの要請 .....	8
4 必要物資の確保 .....	9
5 福祉避難所利用者の選定 .....	9
6 福祉避難所の利用 .....	9
7 開所後の設置・運営事業所の支援 .....	10
8 福祉避難所の統廃合及び閉所 .....	10

#### 第2節 福祉避難所設置・運営協定締結事業者の対応

1 福祉避難所の開設 .....	12
2 準備及び利用者の受入れ .....	12
3 利用者の支援 .....	12
4 請求 .....	13
5 福祉避難所の統廃合及び閉所 .....	13

【様式集】 .....	14
-------------	----

【 ※ 文中及び様式等、アンダーライン引きの箇所は、これまでの訓練実施によるマニュアル検証の必要性が求められたもののほか、新たに追加すべき事項であると判断されたものを表している。 】  
※赤は「高齢者用」、紫は「障がい者用」、青は「妊産婦・乳幼児用」、緑は「高齢者・障がい者併用」

## 第1章 基本的な考え方

### 1 趣旨

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災以降、我が国においては群発する地震を始めとして台風や豪雨がもたらす風水害や土砂災害などに対する防災意識が高まりつつあったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害及び原発被害を契機として防災対策の見直しと再構築を行うことが不可欠となった。

このうち、福祉避難所については、平成19年3月25日に発生した能登半島地震の際に我が国で初めて災害救助法の適用を受け実施されてから、その必要性の高まりの機運は全国に波及してきている。

厚生労働省では平成20年6月に、内閣府では平成28年4月にそれぞれ「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を策定して、地方公共団体が来るべき災害に備えて独自のマニュアルの作成を推奨しているところである。

本市では、このガイドラインを活用しつつ、能登半島地震時における福祉避難所設置・運営の経験を活かし、災害に強いまちづくりをさらに強固なものにするため、輪島市福祉避難所設置・運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成しました。

マニュアルでは、災害救助法、輪島市地域防災計画及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインとの整合性に留意するのみでなく、能登半島地震の経験を活かし、最少人数で最大の効果が発揮できる福祉避難所の設置・運営を行うことを目指したものとなっています。

### 2 福祉避難所の位置づけ

#### ① 災害救助法

災害救助法による救助の実施については、法令及び厚生事務次官通知のほか、厚生省通知「災害救助法に基づく基本通知である災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」によって取扱うこととされているが、その通知の中で、福祉避難所の対象者は以下のとおり定義付けられている。

#### ア 福祉避難所の対象者等（第5-2-(1)-ア-(オ)

- ・身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

- ・なお、障がい者用の福祉避難者の対象者については、原則として次の通りとする。
  - (1) 日中・・・福祉避難所となった事業所を初めて利用される方  
(上記事業所を普段から利用されている方については、定員超過利用の適用による通常の障がい者福祉サービスで対応する。)
  - (2) 夜間・・・福祉避難所となった事業所を初めて利用される方及び、普段から当該事業所を利用されている方
- ・また「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器財の費用とすること。

また、「大規模災害における応急救助の指針（平成9年6月30日社援保第122号）」においては、次のとおり通知されている。

#### イ 福祉避難所の指定（第3-3-(3)）

- ・要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所するものを除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。
- ・福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。
- ・福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

#### ウ 福祉避難所の量的確保

- ・あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

#### エ 福祉避難所の管理・運営（第3-3-(6)）

- ・福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。
- ・福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- ・常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- ・福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

#### オ 福祉避難所の開設時期の目標

福祉避難所の種類	目標とする開設時期
高齢者用の場合	発災後3日から4日
障がい者用の場合	発災当日
妊産婦・乳幼児用の場合	発災当日

#### ② 輪島市地域防災計画

輪島市地域防災計画の震災対策編第2章第10節2 避難場所・避難路の指定等においては、「また、高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。」と記載されていること、また、同節の1 基本指針の体系において本ガイドラインにおいては、「避難所運営マニュアルの作成」がそれぞれ位置づけられている。

#### ③ 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成20年6月）

厚生労働省では平成20年6月に、内閣府では平成28年4月にそれぞれ当該ガイドラインを作成しており、この中で、その目的は「災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。」と位置づけている。

### 3 用語

本マニュアルで用いる用語のうち、次に掲げるものについては略称表記するものとする。

- ① 輪島市災害対策本部：「本部」
- ② 災害時要配慮者避難支援班：「避難支援班」
- ③ 災害時要配慮者避難支援班長：「班長」
- ④ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定：「協定」
- ⑤ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結法人：「協定締結法人」
- ⑥ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく福祉避難所の設置・運営事業者：「設置・運営事業所」
- ⑦ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく介助員派遣事業者：「派遣事業者」
- ⑧ 輪島市災害時要配慮者避難支援計画：「避難支援計画」

## 第2章 平常時における取り組み

ここでは、災害発生時における福祉避難所の円滑な設置・運営に向け市及び協定締結法人が、平常時から取り組んでおくべき内容について規定しておくこととする。

### 第1節 市による取り組み

#### 1 福祉避難所の対象となる者の把握

- ① 福祉避難所の利用対象となる者は、避難支援計画に位置づけられた災害時要配慮者がそのほとんどを占めると予想されるため、本計画に基づく対象者を把握するとともに、登録した災害時要配慮者のデータを災害時等の緊急事態において提供できる状態にしておくものとする。
- ② 対象者が、障がい者等の場合は、家族を伴う受け入れに配慮するものとする。

#### 2 福祉避難所の指定

##### ① 福祉避難所の設置期間

災害救助法施行令により、救助の程度、方法及び期間は、あらかじめ知事が定めることとなっており、石川県では災害発生の日から7日間以内と規定されているが、本市においては能登半島地震の経験を活かし、予め数ヶ月間への延長を視野に入れておくものとする。

##### ② 福祉避難所の種類

福祉避難所利用者の状況に応じた指定を行う必要に鑑み、本市においては、**高齢者用**、**障がい者用**及び**妊産婦・乳幼児用**、それぞれにおいて福祉避難所を指定するものとする。

##### ③ 福祉避難所指定の目標

高齢化率の高い本市においては、高齢者用の福祉避難所については、少なくとも小学校単位での整備を目標とし、その利用合計人数については、能登半島地震の際の住家の被災率（半壊以上）が約10パーセントであったことに鑑み、これを上回る20パーセントとし、その人数の算定にあつては、福祉避難所を利用する可能性が高い介護保険制度における要支援認定者及び2次予防高齢者の合計数を基本数値とする。

※ H25年度の要支援認定者350名、2次予防高齢者550名

→ (350名+550名) × 20パーセント = 180名

また、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所については、定期的な食事の提供及びプライバシーの確保がより一層求められるため、協定締結済の高齢者施設や保育所の会議室等を指定する。

##### ④ 福祉避難所指定のための要件

能登半島地震での経験を活かし、利用者の状態の急変に対応するため、看護師が常駐し

ている事業所を有する若しくは併設する事業所を所管する法人と協定を締結する。

また、高齢者用及び障がい者用の福祉避難所を運営するうえで配置すべき介助員については、福祉機関や医療機関と連携を確保できることが必要なほか、地元を熟知した介護専門職の人材が必要であるため、協定締結法人間での介助員派遣の相互協力体制の確保に同意する事業所を所管する法人と協定を締結するものとする。

特に、障がい者用の福祉避難所の介助員にあっては、その特性及び必要性に応じ複数名又は増員、性別も考慮するものとするほか、相談支援の専門職を有する相談支援事業所との介助員派遣協定の締結についても考慮するものとする。

ただし、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所については、その特性から協定締結法人間による相互協力体制は適用しないものとする。(介助員は、班長又は8ページに規定する連絡員が、母子保健に関する専門職の中から選定を行うこととする。)

④ 協定締結を行った福祉避難所一覧(図1)



3 福祉避難所の周知

① 可視化の必要性

各種情報の提供とその周知にあっては、可視化を図っておくことが重要であるため、GISマップを活用した災害の種類に応じた危険区域マップを公民館等の公的機関の見やすい場所へ掲示を行うほか、協定締結法人であるかにかかわらず、市内の全ての介護サービス事業者に対して配布しておくものとする。

② 関係機関への周知及び連携体制の確保

市においては、福祉・医療・母子保健の連絡会等を通じ、福祉避難所の特性等の紹介を行うとともに、災害発生時における設置・運営事業所等との連携体制の必要性について、平常時から関係機関への周知に努めるものとする。

このほか、個々の理由により災害発生時において一次避難所等への避難を行うことが困



難若しくは不適切であると想定される要配慮者及びその保護者等に対しては、平常時の段階から、協定締結済の福祉避難所を紹介するよう努めるものとする。

#### 4 物資・器材、移送手段の確保

##### ① 災害物資優先供給協定

協定締結法人との間で必要物資の洗い出しを行うとともに、本市が締結を行っている災害時の物資優先供給協定により対応できる物資を確定し、物資依頼書に想定される物資の記載を行っておくものとする。

##### ② レンタル物資の優先供給協定

協定締結法人との間で洗い出しを行った必要物資のうち、災害物資優先供給協定で対応できないもののうち、福祉関連用具及び大型家電等については、レンタル物資の優先供給協定の締結に向けた取り組みを促進するものとする。

##### ③ 日常生活物資等の購入

上記①及び②において対応できない日常生活物資についても、予め想定されるものについては、そのリストを配備しておくものとし、災害時には緊急的な調達が可能となるよう準備を行っておくものとする。

##### ④ 移送手段

福祉避難所への移送については、協定により、原則として本人又は家族の責任で行うものとする。なお、特に必要であると認めるときは、協定締結法人によりこれを行うことを妨げるものではない。

#### 5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備

##### ① 福祉避難所設置・運営体制の位置づけ

市は、基本計画である輪島市地域防災計画に従い、本マニュアルにおいて災害時にできる体制を以下のとおり整えておくとともに、協定締結法人に対し、その内容を周知しておくものとする。

【位置づけ】福祉避難所の設置・運営については、その対象者の多くが災害時要配慮者であるため、本市で規定する災害対策本部事務分掌表中の「災害時要配慮者避難支援班の分掌事項」に位置づけるものとする。

部名等	班名	課名	分掌事項
本部長			災害対策本部の設置
総務部		防災対策課	
	総務班	総務課 企画課	各部間の総合調整及び連絡、職員の動員配備、避難指示等
		監理課	物資の調達・輸送
福祉環境部	災害時要配慮者避難支援班	福祉課 健康推進課	災害時要配慮者の避難誘導 福祉避難所の設置・運営及びこれに付随する業務

## ② 連絡員の位置づけ

協定締結法人の所管する設置・運営事業所の円滑な運営を図ることを目的として、市はその核となる人材として班長より指名される「連絡員」と呼ばれるコーディネーターを配置し、この者を中心とした福祉避難所の円滑な設置・運営体制を構築するものとする。

## 6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

### ① 訓練・研修の実施

市は防災訓練実施時に合わせ、当該訓練実施区域内の協定締結法人を指名し福祉避難所設置・運営訓練を毎年、実施し、本マニュアルの規定内容の検証を行う。

また、協定締結法人が介護保険法等に基づいて行う当該法人独自の防災訓練時に合わせ福祉避難所の知識啓発等の研修若しくは指導を実施する。

## 7 マニュアルの配布

策定したマニュアル（様式集含む。）については協定締結法人に必ず配布しておくものとする。

## 第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

### 1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定

#### ① 協定の紹介及び理解

協定締結法人は、災害発生時における福祉避難所の円滑な開所に向けて、普段からその職員に対して介助員の相互派遣を含め、協定の内容を理解させるとともに、福祉避難所の趣旨等について普及啓発を行うものとする。

#### ② 福祉避難所開設スペースの確保

協定締結法人は、所管する設置・運営事業所ごとに福祉避難所として開設するスペースを確保し、その内容を予め市に伝えておくものとする。

### 2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

#### ① 訓練・研修の実施

協定締結法人は、市の防災訓練実施時における福祉避難所設置・運営訓練に協力するものとするほか、介護保険法等に基づき独自で行う防災訓練等においても、できる限り福祉避難所の設置・運営訓練を実施するものとする。

このほか、運営推進会議等の協定締結法人内における各種研修会の実施に併せ、福祉避難所に関する研修会等も実施するものとする。

### 第3章 災害時における対応

ここでは、災害発生時において福祉避難所の円滑な設置・運営を行うため、市及び福祉避難所設置・運営協定締結法人が実施すべき方策について、個別・具体的に規定するものとする。

#### 第1節 市の対応

##### 1 福祉避難所の開設

- ① 「本部」の命令により、「班長」は直ちに、次の班員の中から「連絡員」を指名する。

福祉避難所の種類	「連絡員」に指名される者
高齢者用	介護保険担当職員
障がい者用	障害福祉担当職員
妊産婦・乳幼児用	母子保健担当職員

- ② 「班長」は、災害の様態及び二次災害の危険性を考慮し、GIS マップ等を活用し、協定締結法人の中から設置・運営事業所及び設置予定時期及び期間を決定し、これを「連絡員」に指示するものとする。同時に、総務班に開設の報告を行うものとする。

なお、福祉避難所の開設時期については、3 ページ記載のとおりとする。

- ③ 指示を受けた「連絡員」は、協定締結法人に対し、速やかに設置・運営事業所開設の要請を行うとともに、協定第2条に規定する届出（別記様式）を事業者へ提出させるものとする。また、福祉避難所の設置・運営において必要となる各種様式（様式4～8、10～12及び別記様式【様式10の物資依頼書については簡易版が送付対象】）を設置・運営設置運営事業所に原則FAX送信の方法で配布し、当該書式の記載方法等について適切な指示を行うほか、協定締結済の内容に沿った福祉避難所の運営を行うことを目的とした「委託契約」を締結することとする。

※FAX送信を行うときは、様式の記入例（別記様式については、人件費時給1,100円、宿直6,000円、食費は1日合計1,380円を予め記載したものを送信し協定締結法人に内容確認の電話連絡を実施する）も併せて送信するものとする。

- ④ 「連絡員」は、設置・運営事業所の名称等について、一般避難所等の関係機関に周知するものとする。

##### 2 介助員等の確保

- ① 「連絡員」（妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」を除く。）は、協定締結法人と設置・運営事業所内における日勤の「介助員」の確保の可否について協議を行うものとし、これが不可能であると判断したときは直ちに「班長」と協議を行い、協定第5条に基づき、協定締結法人の中から介助員派遣事業者を決定し、その要請を行うものとする。

なお、協議順位については、12頁の1の③を参照のこと。

妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、「介助員」の要請については、「連絡員」が自ら次の順序でこれを行うものとする。

第1順位の要請	当該法人に勤務する保育士
第2順位の要請	母子保健推進員
第3順位の要請	地域の主任児童委員など

また、「連絡員」は、必要があると認めるときは、石川県（又は、石川県看護協会）

に対して災害支援ナースの要請を行うものとする。(様式 12)

- ② 「連絡員」は、協定締結法人と設置・運営事業所内における夜間の「宿直者」の確保については、当該法人に
- ③ 勤務する従業員を充てるよう指導を行うものとする。

- ④ なお、「連絡員」は①の介助員単価(時給)、②の宿直者単価(1回)及び③食費については、原則として以下の設定となるよう「設置・運営事業所」と調整を行うものとする。

介助員単価・・・県最低賃金を上回る 約 850 円/時 × 125% = 約 1,100 円/時

宿直者単価・・・各施設定款等に記載の額 (6,000 円/回程度)

食費単価・・・介護報酬の基準額 (1,380 円/3食・日)

### 3 ボランティアの要請

- ① 「連絡員」は、介助員派遣事業者又は開設した妊産婦・乳幼児用の福祉避難所において、その職員に不足を来すと判断するときは、石川県等に対し、その人数と期間についてボランティアの派遣要請を行うものとする。(様式 8)

### 4 必要物資の確保

- ① 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人と調達が必要となる物資について 様式 10-①(簡易版)及び様式 10-②(簡易版)の提出を受け、協議及び確認行為を行い、その内容を様式 9-①により「総務班」に届け出るものとする。  
ただし、「福祉用具の優先物資供給協定に基づく調達物資」については、その内容を様式 9-②により「直接、優先供給協定締結事業者」に依頼を行うものとする。  
なお、この届出又は依頼の時期は、開設から閉鎖までの随時において行えるものとする。
- ② 「連絡員」は、「総務班が」又は「連絡員自らが」発注した物資について、発注先等の情報を入手するとともに、その物資の検収を行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、福祉避難所の設置・運営を円滑に行うため、緊急的に必要となる物資がある場合には、協定締結法人に対し上記の優先供給協定に関わらず、直接、販売店等から購入するよう指示するものとする。

### 5 福祉避難所利用者の選定

- ① 「避難支援班」は、避難支援計画で管理されている 要配慮者リストを一般避難所に情報提供するとともに早い段階からの利用者発見に努めるものとする。
- ② 「避難支援班」は、一般避難所からの情報提供若しくは要請をもとに福祉避難所利用候補者の調査を行い、実態把握票(高年齢者・障がい者のときは様式 1-①、妊産婦・乳幼児のときは様式 1-②)、経過記録表(様式 2)を総合的に勘案し福祉避難所の利用が必要であると認めるときは、直ちに「連絡員」に情報提供を行うものとする。

### 6 福祉避難所の利用

- ① 「避難支援班」より情報提供を受けた「連絡員」は、「避難支援班」と連携し、利用する福祉避難所を決定し、避難所の利用開始日等の調整を行うものとする。

- ② 利用者は、市に対して利用日までに「利用届出書（様式 3）」を提出するものとする。
- ③ 「連絡員」は、利用者の利用開始日等が決定したら、直ちに利用予定事業者に連絡を行うとともに様式 1 及び 2 の情報提供を行うものとする。

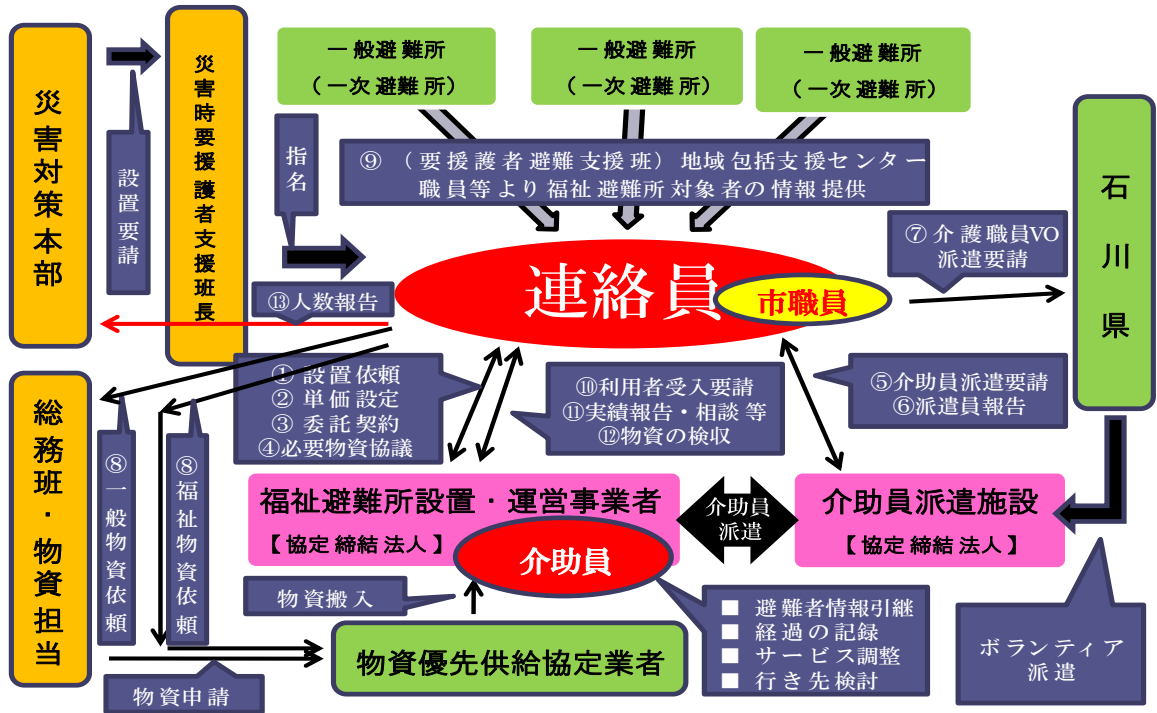
## 7 開所後の設置・運営事業所の支援

- ① 「連絡員」は、福祉避難所の開所後においては、利用者の処遇等について設置・運営事業所の介助員からの相談を受け付けるものとする。  
特に、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、利用者の移動先の検討及び決定にあっては、責任をもってこれを行うものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所の所在する協定締結法人からの協定に基づく費用請求のとりまとめを行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、追加的に必要となる物資について、協定締結法人から要請があったときは、「総務班」に物資調達の要請を行うものとする。
- ④ 「連絡員」は、避難者の送迎について、協定締結法人が所有する車をやむを得ず使用するときは、当該送迎に係る燃料代を市長に請求できることについて連絡するものとする。  
なお、このときの燃料代の単価は、当該月の公用車燃料代を積算基礎とするものとする。
- ⑤ 「連絡員」は、毎日、介助員から福祉避難所利用者の人数報告（様式 11）を受け、これを災害対策本部へ連絡するものとする。
- ⑥ このほか、必要に応じ設置・運営事業所の支援を行うものとする。

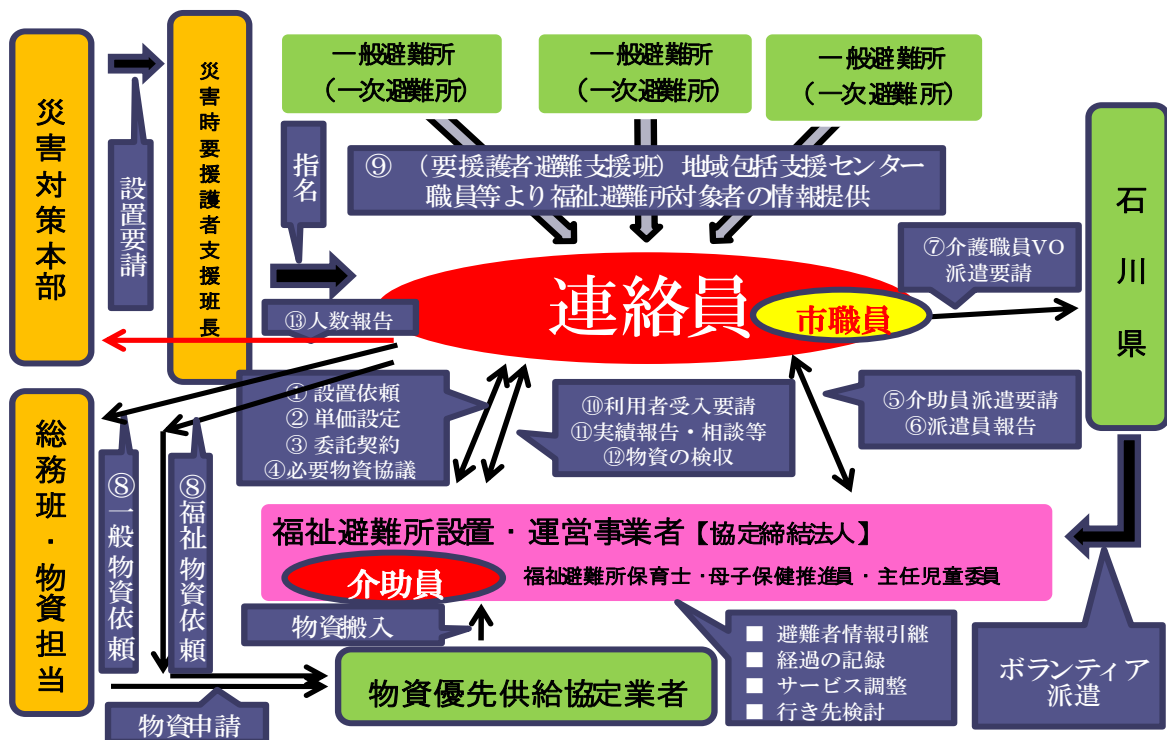
## 8 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「班長」は、「本部」及び「連絡員」の情報を総合的に判断し、福祉避難所の統廃合及び閉所について決定を行うものとし、これを「連絡員」に指示するものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人及び介助員派遣事業者を所管する法人に対し、福祉避難所の統廃合若しくは閉所について連絡を行うとともに、利用者及び介助員の調整支援を行うものとする。  
「連絡員」は、福祉避難所の閉所後直ちに、設置・運営事業所を所管する協定締結法人より福祉避難所の設置・運営に要した一切の書類を受け取るとともに、これを保管するものとする。

【高齢者・障害者用の福祉避難所設置・運営の流れ】



【妊産婦・乳幼児用の福祉避難所設置・運営の流れ】



## 第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人の対応

### 1 福祉避難所の開設

- ① 連絡員より福祉避難所の設置・運営の要請を受けた「協定締結法人」は、速やかに「設置・運営事業所」を決定するとともに、必要なスペースを確保するものとし、これを連絡員に報告するものとする。
- ② 「協定締結法人」は、協定に基づく人件費や食費についての単価を設定（設定基準は9頁参照）し、これを連絡員に提出するとともに、必要物資の調達について連絡員と協議を行うこととする。
- ③ 高齢者用又は障がい者用の福祉避難所を設置・運営する「協定締結法人」は、当該避難所における介助員については、次の順序でその検討を行うものとする。

第1順位の検討	当該法人に勤務する職員
第2順位の検討	当該法人を退職した関係者
第3順位の検討等	上記のいずれも不可能なときは連絡員に選定の要請

ただし、妊産婦・乳幼児用の介助員の選定については、連絡員が直接これを行うこととしている。（既述。8ページ 第1節2①参照。）

- ④ 協定締結法人は、緊急的に必要となる物資がある場合には、物資の優先供給協定に関わらず、連絡員の承諾を得て、直接、販売店等から購入することができる。  
なお、この場合において、協定締結法人は、原則として販売店に対し、市長名の請求書の作成を依頼するものとし、やむを得ず実費を支払ったときは、様式6にその内容を記載し、領収書を添付して市長へ請求するものとする。
- ⑤ 「設置・運営事業所」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置スペースが通常の介護サービス事業等と競合又は隣接するときは、当該サービス利用者及びその家族等に福祉避難所の設置・運営に関して調整を行うとともに、理解を求めなければならない。

### 2 準備及び利用者の受入れ

- ① 「設置・運営事業所」は、介助員及び宿直者の勤務状況を把握するため、介助員・宿直者勤務表（様式4）の管理を行うものとする。
- ② 「設置・運営事業所」は、調達物資の備品台帳（様式10）を作成するとともに、これを善良なる意思をもって管理するものとする。
- ③ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況を把握するため、利用者毎のファイル管理を行うための準備を早急に行うものとする。
- ④ 「設置・運営事業所」は、連絡員より利用者の受入れの要請があったときは、その移送手段について確認を行うとともに、特に必要があれば、利用者の送迎を行うための調整を行うものとする。
- ⑤ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況・状態について、連絡員より提供を受けた経過記録表（様式2）に追記の方法により記入を行うものとする。
- ⑥ 「設置・運営事業所」は、設置・運営期間中、避難者数等について福祉避難所状況報告用紙（様式11）により毎日、報告を行うものとする。

### 3 利用者の支援

- ① 「設置・運営事業者」は、福祉避難所の利用者の相談等に応じるほか、福祉サービスの利用についても便宜を図るものとする。
- ② 福祉避難所の利用者のうち、要介護認定を受けていない者について、身体機能の維持・向上に必要があると認めるときは、通常の介護サービス利用者及びその家族等の了承を得た上で、受給させることができる。ただし、この時のサービスの利用料金については、「設置・運営事業者」の判断で無料とすることができるものとする。
- ③ 福祉避難所の利用者の減少により、設置スペースでの福祉避難所の運営の必要性がなくなったと判断したときは、「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、当該法人内の別の場所に利用者を移動させることができる。この場合において、「協定締結法人」は遅滞なくその旨を連絡員に報告を行うものとする。

### 4 請求

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置・運営に関する経費のうち、協定第2条に規定する届出を行ったものについて、毎月末締めでとりまとめを行い、様式4から様式6までの写しを添えて、様式7の請求書を市に提出するものとする。
- ② 協定第2条に規定する届出以外の経費が生じたときは、速やかに連絡員と協議を行うものとする。

### 5 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、連絡員から福祉避難所の統廃合若しくは閉所の連絡を受けたときは、福祉避難所の設置・運営に要した精算を開始することとする。
- ② 福祉避難所を統廃合又は閉所した「協定締結法人」は、当該避難所を設置・運営するために使用した介助員の勤務表、利用者の個人ファイルなどの原本を市に返還するものとする。



## ■ 様式集

〔様式 1〕	実態把握票 .....	15
	様式 1-①（高齢者・障がい者）実態把握票（15ページ）	
	様式 1-②（妊産婦・乳幼児）実態把握票（17ページ）	
〔様式 2〕	経過記録表 .....	19
〔様式 3〕	利用届出書 .....	20
〔様式 4〕	介助員・宿直者勤務表 .....	21
〔様式 5〕	食事提供表 .....	22
〔様式 6〕	その他直接支払表 .....	23
〔様式 7〕	請求書 .....	24
〔様式 8〕	介護職員ボランティア派遣要請申請書 .....	25
〔様式 9〕	災害支援ナース派遣要請申請書 .....	26
〔様式 10〕	物資依頼書 .....	27
	様式 10-① 物資依頼書（簡易版）（福祉避難所 → 連絡員）	（27ページ）
	様式 10-① 物資依頼書（災害時要配慮者班 → 総務班）	（28ページ）
	様式 10-② 福祉用具に関する物資依頼書（簡易版）（福祉避難所 → 連絡員）	（29ページ）
	様式 10-② 福祉用具に関する物資依頼書（災害時要配慮者班 → 総務班）	（30ページ）
〔様式 11〕	調達物資の備品台帳.....	31
〔様式 12〕	福祉避難所状況報告用紙.....	32
※	福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出（福祉避難所設置・運営協定書の別記様式（第2条関係）） .....	33
（参考 1）	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 .....	34
（参考 2）	（災害発生時）福祉避難所管理運営委託契約書（雛形） .....	35